

災害対策基本法の一部を改正する法律の修正について

平成24年6月14日
内閣府（防災担当）

1. 現状

- 「災害対策基本法の一部を改正する法律案」（以下「災対法改正案」という。）及び「原子力組織制度改革に関する法案」（以下「原子力法案」という。）の双方において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）を改正することになっております。
- 災対法改正案の附則で改正する原災法第17条（原子力災害対策本部の組織）及び第20条（原子力災害対策本部長の権限）が、原子力法案修正の調整対象となっているものと承知しております。

2. 修正の考え方

- 調整の結果、原子力法案による原災法第17条又は第20条の改正に修正が生じた場合、改正対象項のずれを補正するなどの技術的な修正を施す必要があるものと認識しております。
- 衆議院において原子力法案が先行した場合には、災対法改正案の修正の必要性を認識して参議院に送付することは、参議院への法案の送付に当たる意志決定に矛盾が生じるものと考えられ、衆議院での審議段階で修正していただくことが適当と考えております。